

国民健康保険税の税率改正について

国民健康保険は北海道が財政運営の中心となり、令和12年度に全道で統一した保険税（料）となるよう目指しており、福島町でも毎年、段階的に税率を改正しています。

また、これまでの3区分に加え、令和8年度より新たに子ども・子育て支援納付金分の賦課が開始され、これらの税率のほか、賦課限度額や軽減判定所得の基準額を次のとおり改正しましたのでお知らせします。

改正の内容

1 税率改正

(単位：%、円)

区 分	現 行	令和8年度	増 減	
基礎課税分 (医療分)	所得割	8.33	8.48	0.15
	均等割	27,700	29,300	1,600
	平等割	27,400	28,800	1,400
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.53	2.38	▲0.15
	均等割	8,800	8,700	▲100
	平等割	8,800	8,600	▲200
介護納付金分	所得割	1.96	1.95	▲0.01
	均等割	8,900	8,900	0
	平等割	7,000	6,900	▲100
子ども・子育て 支援納付金分	所得割	—	0.29	0.29
	均等割	—	1,000	1,000
	18歳以上均等割	—	100	100
	平等割	—	1,000	1,000
合 計	所得割	12.82	13.10	0.28
	均等割	45,400	47,900 (48,000)	2,500 (2,600)
	平等割	43,200	45,300	2,100

※子ども・子育て支援納付金分の18歳以上均等割とは、制度の趣旨により子ども・子育て支援納付金分については18歳未満の子どもには賦課しないという考えから、その分を18歳以上の被保険者で均等に振り分けるというものになっています。

そのため、18歳以上の方の均等割の金額は1,100円となります。

2 賦課限度額

区 分	現 行	令和8年度	増 減
医 療 分	66万円	67万円	1万円
後期高齢者等支援金等分	26万円	26万円	—
介護納付金分	17万円	17万円	—
子ども・子育て支援納付金分	—	3万円	3万円
合 計	109万円	113万円	4万円

3 軽減判定所得

区 分	現 行	令和8年度	増 減
5 割 軽 減	30.5万円	31万円	0.5万円
2 割 軽 減	56万円	57万円	1.0万円